

令和3年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
1	180	医療介護分野におけるデータ分析による医療介護施策の推進（国保）	保健部国民健康保険課	エビデンスに基づく合理的な施策の企画・立案を推進する。	医療レセプト、介護レセプト及び健康診断などのデータを集約・整理し検証を行い、医療介護施策の立案や疾病の重症化予防などを行う。	各課で保有していた医療介護分野におけるデータの集約・整理を行うことができた。
2	307	特別会計繰出金事務	保健部国民健康保険課	国民健康保険事業の安定した運営を図る。	一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り出しを行う。	一般会計からの繰出金を適正に積算し、国民健康保険事業を安定的に運営することができた。
3	309	国保資格の得喪	保健部国民健康保険課	国民健康保険法に基づき、資格の適用及び証の交付を行い、被保険者の経済的負担を軽減する。	法令に基づき、国民健康保険の資格取得、資格喪失等事務及び被保険者証の交付事務を行う。 限度額認定証、特定疾病療養受給者証の交付申請があった者について、審査をしたうえで各種証書を交付する。	被保険者が届出の必要性を理解するよう周知に努めるとともに届出しやすいよう環境を整えることで適正に適用事務を行えるようになった。
4	310	高額療養費と出産育児一時金の貸付	保健部国民健康保険課	被保険者の経済的負担を軽減する。	被保険者から申請時に提出された医療費証明に基づき、貸付額の算出及び審査を行う。貸付額決定後、その貸付額を医療機関へ振り込み、後日高額療養費（出産育児一時金）の支給金額を返還に充当する。	高額療養費貸付申請に対して速やかに支給することができた。
5	311	レセプト点検整理事務	保健部国民健康保険課	適正な医療費の給付を行う。	会計年度任用職員（レセプト点検員）による診療内容点検により、請求内容に疑義があるものについて茨城県国民健康保険団体連合会へ再審査請求を行う。 資格点検により国保資格喪失後受診のレセプトを抽出し、医療機関に返戻して過誤調整を行う。又は、被保険者へ返納金の直接請求を行う。	レセプトの内容点検及び資格点検を行うことで、医療費の適正化を推進することができた。
6	312	国民健康保険税徴収事業	保健部国民健康保険課	安定した国民健康保険事業を運営する。	国民健康保険税の収納管理及び過誤納金の還付処理を実施する。住民税の賦課期日以降の転入者が国民健康保険に加入した場合などは、所得が不明なため前住所地の自治体に所得照会を行う。	国民健康保険税の賦課に必要な課税資料の収集や被保険者への国保税還付を適正に実施することができた。
7	313	国民健康保険税賦課徴収事業	保健部国民健康保険課	国民健康保険税の賦課徴収事務を円滑に執行し、収納率向上を図ることで国保財政の安定化を目指す。	条例に基づき、国民健康保険加入世帯に対し適正に国民健康保険税を賦課し、納付書を発送する。 収納率向上対策として制度改正のお知らせや口座振替促進用パンフレット等を作成し配布する。	国民健康保険税の賦課に必要な課税資料の収集を行い適正な賦課を実施できた。

令和3年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
8	314	国保運営協議会運営	保健部国民健康保険課	国保事業の運営に関する重要事項を審議する。	国民健康保険運営協議会は市長の附属機関であり、委員は、被保険者代表4名、医師・薬剤師代表4名、公益代表4名、被用者保険代表2名の合計14名で構成されている。国保事業の運営に関する重要事項について審議する。市長の諮問に応じるとともに、諮問事項に関し答申する。	運営協議会は、被保険者、医師、薬剤師、議員、有識者、被用者で構成されており、様々な立場から多面的な視点で意見を徴収することができた。
9	315	一般被保険者療養給付費	保健部国民健康保険課	被保険者の経済的負担を軽減を図る。	一般被保険者に係る医科、歯科、調剤などの医療費を被保険者の負担割合に応じて保険者が負担する。 国民健康保険の広域化に伴い、茨城県が審査支払機関へ診療報酬の直接支払いを行うため、市町村においては国保連の診療報酬支払額と県から歳入で受ける保険給付費等交付金の振替業務となる。	手続きが遅滞なく実施された。
10	316	退職被保険者等療養給付費	保健部国民健康保険課	被保険者の経済的負担を軽減する。	退職被保険者に係る医科、歯科、調剤などの医療費を被保険者の負担割合に応じて保険者が負担する。 国民健康保険の広域化に伴い、茨城県が審査支払機関へ診療報酬の直接支払いを行うため、市町村においては国保連の診療報酬支払額と県から歳入で受ける保険給付費等交付金の振替業務となる。	手続きが遅滞なく実施された。
11	317	一般被保険者療養費	保健部国民健康保険課	被保険者の経済的負担を軽減を図る。	一般被保険者に係る柔道整復、鍼灸、補装具などの療養費相当額を柔道整復師会や被保険者へ支給する。	手続きが遅滞なく実施された。
12	318	退職被保険者等療養費	保健部国民健康保険課	被保険者の経済的負担を軽減する。	退職被保険者に係る柔道整復、鍼灸、補装具などの療養費相当額を柔道整復師会や被保険者へ支給する。	支給実績なし。
13	319	一般被保険者高額療養費	保健部国民健康保険課	被保険者の経済的負担を軽減する。	一般被保険者が支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合、超えた分を高額療養費として支給する。	手続きが遅滞なく実施された。
14	320	退職被保険者等高額療養費	保健部国民健康保険課	被保険者の経済的負担を軽減する。	退職被保険者が支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合、超えた分を高額療養費として支給する。	支給実績なし。

令和3年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
15	321	一般被保険者高額介護合算療養費	保健部国民健康保険課	被保険者の経済的負担の軽減を図る。	医療費が高額になった一般被保険者の世帯に介護保険の受給者がいる場合、国民健康保険と介護保険の自己負担限度額を適用後に合算して年額の限度額を超えた際、超えた分を国民健康保険・介護保険で按分して高額介護合算療養費として支給する。	手続きが遅滞なく実施された。
16	322	退職被保険者等高額介護合算療養費	保健部国民健康保険課	被保険者の経済的負担を軽減する。	医療費が高額になった退職被保険者の世帯に介護保険の受給者がいる場合、国民健康保険と介護保険の自己負担限度額を適用後に合算して年額の限度額を超えた際、超えた分を国民健康保険・介護保険で按分して高額介護合算療養費として支給する。	支給実績なし。
17	323	保健事業	保健部国民健康保険課	被保険者の健康保持増進を図り、医療費の適正化を推進する。	健康増進課と連携して行う保健事業（頻回受診・重複受診者訪問指導の実施、各種出前健康教室や料理講習会等）の推進 医療費通知の送付（年5回） ジェネリック医薬品希望カード、シール配布（年4回） 人間ドック助成（30～39歳）等	新型コロナウイルス感染症の影響によるフレイル予防に向け、利用者増を図るためチラシを作成し各種出前体操教室で配布した。
18	324	特定保健指導事業	保健部国民健康保険課	特定健康診査を受診した方のうち基準値以上の生活習慣病リスクが高い方に対して、保健師等が食事や運動の指導を行い、メタボリックシンドロームの改善を促す。	特定保健指導 直営分（保健センターにおいて保健師・栄養士が直接指導） 外部委託（筑波メディカルセンター病院ほか8医療機関等）	保健センターにおいて、保健師・管理栄養士が保健指導の勧奨を行った。 また、医療機関においても保健指導対象者への勧奨を行った。
19	325	特定健診事業	保健部国民健康保険課	市民の健康の保持増進を図る。	40歳以上の国民健康保険被保険者を対象に、2つの受診形態（保健センターで行う集団健診、協力医療機関で行う医療機関健診）で、生活習慣病の予防を目的とした健康診査を実施する。また、受診費用の一部を助成して人間ドック等健診を実施する。	令和3年度においても新型コロナウイルス感染症のため、受診人数を制限した集団健診となったが、徐々に受診人数の増加が図れた。 また、令和4年度に40歳を迎える方に特定健康診査受診勧奨を行うことで、健康診査に関心を持つようにした。
20	326	国民健康保険支払準備基金積立金	保健部国民健康保険課	国保財政基盤の安定を図る。	余剰金や積立基金利子を基金へ積み立てる。	手続きが遅滞なく実施された。
21	327	一般被保険者医療給付費分	保健部国民健康保険課	国民健康保険事業の安定を図る。	県から通知される国保事業費納付金のうち、一般被保険者医療給付費分について、分割により8月～4月の9回で支払う。	手続きが遅滞なく実施された。

令和3年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
22	328	退職被保険者等医療給付費分	保健部国民健康保険課	国民健康保険事業の安定を図る。	県から通知される国保事業費納付金のうち、退職被保険者医療給付費分について、分割により8月～4月の9回で支払う。	支給実績なし。
23	329	一般被保険者後期高齢者支援金等分	保健部国民健康保険課	国民健康保険事業の安定を図る。	県から通知される国保事業費納付金のうち、一般被保険者後期高齢者支援金等分について、分割により8月～4月の9回で支払う。	手続きが遅滞なく実施された。
24	330	退職被保険者等後期高齢者支援金等分	保健部国民健康保険課	国民健康保険事業の安定を図る。	県から通知される国保事業費納付金のうち、退職被保険者医療給付費分について、分割により8月～4月の9回で支払う。	支給実績なし。
25	331	介護納付金	保健部国民健康保険課	国民健康保険事業の安定を図る。	県から通知される国保事業費納付金のうち、介護納付金分について、分割により8月～4月の9回で支払う。	手続きが遅滞なく実施された。
26	332	後期高齢者医療事務	保健部医療年金課	後期高齢者の健康保持と適切な医療の確保	後期高齢者医療被保険者に対する人間ドックや健康診査の受診提供 高齢者の低栄養防止対策として、専門職による食生活改善教室の開催 医療費給付等を行うために茨城県後期高齢者医療広域連合へ負担金を納付	食生活改善教室は10月～1月の4か月間、豊里（一部谷田部）地区及び桜地区の2地区で25人の参加で各5回開催した。後期高齢者の健康診査として、市で集団健診を開催したほか、医療機関健診、人間ドック・脳ドック等受診者に対する助成を行った。
27	333	医療福祉費支給事業	保健部医療年金課	対象者の健康保持・増進を図るとともに生活の安定と福祉の向上に寄与する。	対象者からの申請に基づき受給者証を交付し、保険適用となる医療費の一部を助成する。 ※主体となる県制度に市の単独事業を上乗せして実施	マル福適用により健康の保持・増進を図るとともに経済的な負担軽減を図ることができた。 高校生外来へのマル福対象拡大について、対象者への案内・申請書の送付のほか、HP・広報誌・ツイッターで周知を行った。また、マル福の受給資格等変更届・受給者証再交付申請・交付状況証明書の電子申請を開始し、利便性の向上を図った。

令和3年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
28	334	国民年金事務	保健部医療年金課	国民年金制度への信頼確保及び理解と関心を高め、社会保障制度の適正運用を図る。	法令の規定に基づく法定受託事務と国との協力・連携事務である国民年金適用関係届出、給付関係届出、国民年金保険料免除申請、国民年金保険料料学生納付特例申請の相談、受付業務や広報等を行う。	市ホームページ掲載内容を全体的に見やすくリニューアルした。 国民年金に関する届け出（提出の指定のあるもの・補正の必要なものを除いて）受理日から14日以内に年金事務所に進達ができた。
29	335	後期高齢者医療事務	保健部医療年金課	後期高齢者に適切な医療を確保し、健康の増進を図る。	被保険者からの各種申請書の受付、被保険者証等の交付及び納入通知書発行等による収納事務の執行。	後期高齢者医療保険料徴収員による訪問及び電話等により催告を行うことで収納率の向上を図り、現年度普通徴収収納率では令和2年度が県内8位であったが、令和3年度は5位となった。
30	336	後期高齢者医療広域連合納付金事務	保健部医療年金課	後期高齢者医療制度の適正な運営に寄与する。	被保険者が納付した後期高齢者医療保険料及び低所得者に係る保険基金安定負担金（軽減相当額）を茨城県後期高齢者医療広域連合へ納入する。	保険料負担金について、市と広域連合のデータを突合のうえ整合性を確認し報告、報告後に月々の負担金として納入した。
31	337	保険料返還事務	保健部医療年金課	適正な保険料を確保する。	後期高齢者医療被保険者の資格異動（死亡等）や二重納付により保険料、延滞金又は督促手数料に過誤納金が生じた際に、被保険者又は相続権者にその過誤納金を返還する。	保険料の過誤納金5,433,700円を還付した。 資格異動や二重納付による過誤納金について、速やかに返還手続きを実施し、適正な保険料の個人負担を図ることができた。
32	338	介護保険低所得者負担対策事業	保健部介護保険課	低所得者が継続して介護サービスを利用することが可能になるように継続的に利用者負担の助成を行い、負担を軽減する。	低所得者で特に生活が困難である方が、社会福祉法人等が実施する介護保険サービスを利用した場合、利用負担が軽減される。軽減された利用料は社会福祉法人の負担となるため、一定額を超えた場合補助金を交付する。	該当する社会福祉法人のサービスを利用する方の利用料を軽減することができた。
33	339	介護保険事務	保健部介護保険課	高齢化が進展していくなかで、高齢者の暮らしを支えていく介護保険事業を円滑に行う。	介護保険事務事業を円滑に行う経費及び国・県・支払基金・一般会計繰入金等の運営予算の執行 3年ごとの介護保険事業計画の策定や事業所を紹介するサービスマップの作成	・市内の介護事業の一覧を掲載した冊子（つくば市在宅医療と介護のサービスマップ）を作成し、窓口等での配布を行った。 ・介護保険事業を円滑に行うための事務を実施し、高齢者の暮らしを支えることができた。
34	340	被保険者資格管理事業	保健部介護保険課	適切な保険料賦課や被保険者の介護認定・サービス利用等が円滑に進むようにする。	介護保険資格管理システムの住基異動による転入者の確認と一括処理による65歳到達者の把握を行い、資格取得者に対して被保険者証を送付する。 住所地特例施設への入所者を把握し市町村間の資格処理業務を行う。	資格取得者や資格喪失者、住所地特例制度該当者の資格管理を適正に実施することができた。

令和3年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
35	341	介護保険料賦課徴収事業	保健部介護保険課	介護保険制度を安定的に運営する。	被保険者の所得等を把握し、保険料を賦課する。 保険料の収納方法（特別徴収・普通徴収）を管理する。 普通徴収者が納付方法（口座振替・コンビニ納付等）を選択できるような環境を整備する。 未納者に対する滞納整理事務を行う。	口座振替依頼件数が6、2%の増となった。滞納者へは、電話による対応を重視し制度の理解が、収納率向上に繋がった。
36	342	介護認定審査会事業	保健部介護保険課	介護の必要な方が円滑に介護サービスを利用できるように介護認定審査会の運営を行う。	介護認定申請受付事務や医師意見書等の必要書類の入手を行い、介護認定区分を判定する審査会の運営全般を行う。審査会委員（合議体8、委員定数5名、委員数40名）の資質の向上のため必要な研修を行う。	審査会の簡素化を実施したため審査会委員の負担軽減が図られた。
37	343	介護認定調査事業	保健部介護保険課	介護の必要な方の円滑な介護サービス利用を促進する。	介護認定調査員（会計年度任用職員）の雇用、指定居宅介護支援事業所への委託により、認定調査を実施する。	職員及び認定調査員による調査、委託（54者）による調査を実施し認定審査会に繋ぐことができた。
38	344	居宅介護サービス給付事業	保健部介護保険課	高齢化が進展していくなかで、高齢者の暮らしを支えていく介護保険事業を円滑に行う。	要介護認定者がケアプランに基づき訪問介護や通所介護等の居宅サービスを利用した場合に、給付費を支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定者が居宅での生活を継続するためのサービスとして、訪問介護や通所介護、通所リハビリテーションなどのサービスを提供した。 ・ケアプラン点検とともに、サービス提供事業所への介護報酬請求事務に係る助言指導を実施した。
39	345	施設介護サービス給付事業	保健部介護保険課	高齢化が進展していくなかで、高齢者の暮らしを支えていく介護保険事業を円滑に行う。	要介護認定者が必要に応じて介護老人福祉施設や介護老人保健施設等の施設を利用した場合に、給付費を支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定者が、介護老人福祉施設などの介護保険施設に入所し、施設で生活しながら介護を受けられるようサービスを提供した。 ・サービス提供事業所への介護報酬請求事務に係る助言指導を、年間を通して実施した。
40	346	居宅介護福祉用具購入事業	保健部介護保険課	高齢化が進展していくなかで、高齢者の暮らしを支えていく介護保険事業を円滑に行う。	要介護認定者が必要に応じて福祉用具を購入し、領収書等を添えて申請した場合に、自己負担割合に応じて対象費用の7割から9割を支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書受付後、内容審査、国保連合会への申請情報送付と審査後のデータ受取、支給事務等を行い、受付から償還払いまでの事務を速やかに実施した。 ・福祉用具購入費用の一部を助成することで、日常生活がより快適に送れるよう要介護認定者を支援することができた。
41	347	居宅介護住宅改修事業	保健部介護保険課	高齢化が進展していくなかで、高齢者の暮らしを支えていく介護保険事業を円滑に行う。	要介護認定者が必要に応じて手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修を行い、領収書等を添えて申請した場合に、自己負担割合に応じて対象費用の7割から9割を支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅で安心して生活を継続できるよう、要介護認定者を支援し生活環境を整えることができた。 ・事前申請の書類の内容審査、事後申請時の内容審査を行い、内容に疑義がある場合や書類のみでの確認が困難な場合は、必要に応じて現場確認を行った。

令和3年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
42	348	地域密着型介護サービス給付事業	保健部介護保険課	高齢化が進展していくなかで、高齢者の暮らしを支えていく介護保険事業を円滑に行う。	要介護認定者が必要に応じて地域密着型サービスを利用した場合に、給付費を支給する。	要介護認定者が、地域密着型通所介護や認知症対応型共同生活介護等の地域密着型介護サービスを受けて、住み慣れた地域で生活を継続しているよう支援することができた。
43	349	高額介護サービス事業	保健部介護保険課	高齢化が進展していくなかで、高齢者の暮らしを支えていく介護保険事業を円滑に行う。	要介護認定者が同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額が上限額を超えた場合に、申請により超えた分を支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会提供データからの申請動員及び申請受付から償還払いまでの事務を速やかに行った。 ・利用者負担が高額になった方に、適切な申請動員を行い、サービス利用者に費用の一部を助成することで負担を軽減することができた。
44	350	高額医療合算介護サービス事業	保健部介護保険課	高齢化が進展していくなかで、高齢者の暮らしを支えていく介護保険事業を円滑に行う。	要介護認定者が年間（8月から7月）に負担した医療保険と介護保険の利用者負担の合計額が上限額を超えた場合に、申請により超えた分を支給する。	対象者からの申請に対して実績等を確認しサービス費の支給を行い、利用者の負担軽減を図った。
45	351	特定入所者介護サービス事業	保健部介護保険課	高齢化が進展していくなかで、高齢者の暮らしを支えていく介護保険事業を円滑に行う。	申請により所得に応じて負担限度額を決定する。 低所得者の負担する食費・居住費がこの負担限度額を超えた場合に、超えた分を支給する。	更新手続きを円滑に進めることで、低所得者の要介護者が介護保険施設等に入所したときやショートステイを利用したときの食費・居住費の利用者負担の軽減を図ることができた。
46	352	介護予防福祉用具購入事業	保健部介護保険課	高齢化が進展していくなかで、高齢者の暮らしを支えていく介護保険事業を円滑に行う。	要支援認定者が必要に応じて福祉用具を購入し、領収書等を添えて申請した場合に、自己負担割合に応じて対象費用の7割から9割を支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書受付後、内容審査、国保連合会への申請情報送付と審査後のデータの受取、支給事務等を行い、受付から償還払いまでの事務を速やかに実施した。 ・福祉用具購入の一部を助成することで、日常生活がより快適に送れるよう要支援認定者を支援することができた。
47	353	介護予防住宅改修事業	保健部介護保険課	高齢化が進展していくなかで、高齢者の暮らしを支えていく介護保険事業を円滑に行う。	要支援認定者が必要に応じて手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修を行い、領収書等を添えて申請した場合に、自己負担割合に応じて対象費用の7割から9割を支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅で安心して生活を継続できるよう、要支援認定者を支援し生活環境を整えることができた。 ・事前申請の書類の内容審査、事後申請時の内容審査を行い、内容に疑義がある場合や書類のみでの確認が困難な場合は、必要に応じて現場確認を行う。
48	354	介護給付費適正化事業	保健部介護保険課	高齢化が進展していくなかで、高齢者の暮らしを支えていく介護保険事業を円滑に行う。	介護保険サービス利用者に対して給付費通知を発送することで、介護給付等に要する費用への理解を求め、併せて実際に利用者が受けたサービス内容と合致しているか等の確認をしてもらう。 居宅介護支援事業所からケアプランを提出してもらい、プランを作成した介護支援専門員との面談による内容点検を行い、自立支援に資するプランとなっているかの確認を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプラン点検実施後に、質問があった事項等の情報共有を行い、点検についての見直しを実施した。 ・介護給付費通知を年2回送付し、介護保険給付に要する費用への理解と実際に利用者が受けたサービスの確認を行った。

令和3年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
49	355	介護予防・生活支援サービス事業	保健部介護保険課	要支援認定者等が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要支援認定者等に対して、ケアマネジメントに基づき訪問型サービス及び通所型サービスを提供し、要介護状態になることの予防または軽減若しくは悪化の防止を図る。	・パンフレット作成やホームページ掲載により、制度の周知を実施した。 ・要支援認定者が要介護状態となることの予防または軽減、もしくは悪化の防止を図るためのサービスを提供し、高齢者の暮らしを支えることができた。
50	372	献血推進事務	保健部健康増進課	県内外の医療機関が必要とする輸血用血液製剤を円滑・安定的に供給できるようにする。 また、骨髄バンクドナー登録者を増やし、安全な骨髄移植を推進する。	（１）安全な血液製剤の安定供給の確保のために、①移動献血バスの配車計画作成、②協力企業・学校等への協力依頼訪問、③献血実施の広報（ポスター掲示、Twitter、Facebookでの配信）、④献血協力者への粗品提供を行う。 （２）骨髄バンクドナー登録への支援や骨髄移植提供者への助成等を行う。	（１）新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に協力企業での移動バスによる献血実施を控える時期があったため、今年度の献血協力者数は、目標より下回った。 （２）骨髄移植提供者への助成は、新型コロナウイルス感染症の影響のため、令和2年度は0人であったが、令和3年度は2人であった。
51	373	休日緊急診療委託事業	保健部健康増進課	日曜、祝日、年末年始における緊急時の医療受診体制の確保	つくば市医師会へ業務を委託し、日曜、祝日、年末年始の診療を行う。 つくば市歯科医師会及びつくば薬剤師会へ業務を委託し、年末年始の診療体制等を確保する。 二次救急医療機関（5医療機関）に輪番制による業務を委託し、日曜・祝日・夜間に重症患者の救急治療 ・診療体制を確保する。	新たに3か所の医療機関の協力を得ることができた。 令和3年度は60か所の医療機関で運営していた。令和4年度は閉院等により2か所の医療機関が協力を辞退したが、新たに3か所の医療機関が加わることで、61か所の医療機関で運営予定となった。
52	374	新型インフルエンザ等対策事業	保健部健康増進課	市民の生命を保護し、生活を維持する。	・職員向けに講習会・実務訓練を行い、感染症の基本的な知識と技術を養う。 ・緊急事態宣言発令等に対応するため、市主催イベント・大会等の取扱い方針の作成、イベント中止・延期や公共施設の開館・閉館の取りまとめを行い、市ホームページ等で周知を行う。 ・新型コロナウイルス感染症に関する情報や市内感染者数等を市ホームページ、SNSに随時掲載する。 ・小学生以上の市民、市内在勤・在学で無症状の方を対象に市独自PCR検査を実施する。 ・コロナ陽性者で自宅療養の方及びその家族に対して、無償で食料品・日用品を提供する。 ・備蓄品（医療物資）の管理を行い、必要に応じて医療機関や社会福祉施設等へ備蓄品を配付する。	・新規事業として、8月から陽性者で自宅療養等をしている方への物資支援、10月から市独自PCR検査を行うことができた。 ・感染状況に応じた市イベント開催方針、公共施設の開館・閉館を素早く決定することができた。新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症含む）に関する業務継続計画を策定した。
53	375	健康増進計画事業（健康つくば21策定・推進事業）	保健部健康増進課	健康寿命の延伸及び生活の質の向上、社会環境の質の向上	市民に対して、第4期つくば市健康増進計画の推進と計画内容の啓発を行う。 7つの施策として①生活習慣病の発症と重症化予防、②栄養・食生活、③生活活動と運動、④休養・こころの健康、⑤喫煙・飲酒、⑥歯と口腔の健康、⑦健康づくり・健康管理の支援を実施する。計画は5年ごとの評価及び計画3年目（令和5年度）に中間評価を実施する。年度ごとに進捗管理を行う。	第4期健康増進計画を実施するにあたり、関係機関と事業を実施した。市民に対して第4期健康増進計画の啓発活動として、健康フェスタでの活動は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったため、基本健診の受診者769名に対し、計画の概要版を配布した。また、商工会の健診受診者308名に対して、がん検診啓発チラシの配布と呼びかけを実施し、働き世代への啓発・周知を行うことができた。
54	376	放射線検査費用助成事業	保健部健康増進課	子どもたちや妊婦の健康不安の軽減を図る。	平成4年3月12日以降に生まれた者（東日本大震災当日18歳以下の者）で検査受診日につくば市に住民登録のある者、または検査受診日につくば市に住民登録のある妊婦に対して、甲状腺エコー検査またはホルボディカウンター検査（助成額各検査上限3000円）の助成を行う。助成回数は助成対象期間内においていずれかの検査1回となる。	申請者2人、助成対象者3人、助成金額は9,000円であった。 助成金の交付により、対象者の検査費用の負担軽減を図ることができた。

令和3年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
55	377	健康づくり推進協議会関係	保健部健康増進課	市民の健康づくりを計画的かつ総合的に推進する。	協議会では、次に掲げる事項について協議する。 ①健康づくりのための施策に関すること②健康づくりのための事業に関すること③その他健康づくりのために必要と認められる事項に関すること	初年度の活動計画を委員に報告し、活動内容について助言を得ることができた。
56	379	健康情報管理システム事業	保健部健康増進課	市民の健康情報を集積し分析を行い、実情に即した効果的な事業を実施するとともに、健康増進課、保健センター（桜・谷田部・大穂）、いきいきプラザ間の健康情報の共有化を図る。	市民の成人健診（検診）データ・母子保健データ・予防接種データ等をシステム内に入力し、データの維持管理を行う。 蓄積された健康管理情報を集積し分析を行う。 各健診（検診）事業の受診者・未受診者の把握を行い、検診（健診）の受診勧奨や予防接種の接種勧奨を行う。	各担当者の意見をもとに、事業内容に合わせた次年度の改修項目を決定したため、次年度改修完了後の業務効率化が期待できる。
57	382	予防接種要注意者紹介制度事業	保健部健康増進課	疾病等の理由で、予防接種を受けるにあたり注意を要すると判断された児に対して、専門的な医療機関を紹介することで、より安全な予防接種の実施を図る。	保護者の申請に基づき、茨城県が定めた予防接種要注意者紹介制度実施要領により、指定されている専門的な医療機関に対し予防接種依頼書を交付する。	予防接種要注意者が、専門的な医療機関において安全に予防接種を受けることができた。医療機関の担当者に制度の理解を深めていただくことができ、保護者にも制度内容が伝わりやすくなり、不要な申請をする方はいなかった。また、保護者の申請の負担を減らすために、令和4年度からより長い有効期限の依頼書を発行できるよう、要項を整えて準備した。
58	383	母子健康診査事業	保健部健康増進課	疾病や心身の異常の早期発見及び育児支援	妊婦の健康管理及び疾病の早期発見、早期治療ができるように、妊婦一般健診診査を実施する。 産後うつ等の早期発見等、産後初期段階における母子支援を強化するため、産婦健康診査を実施する。 乳児の健康管理の向上を図るとともに、育児不安の軽減のため、乳児一般健診診査を受診する。 対象者に個別通知を行い、1歳6か月健診、1歳6か月歯科検診、3歳健診を実施する。	令和4年4月から開始となる新生児聴覚検査助成事業について、実施市町村の情報収集を行い、体制を整えた。集団健診での感染対策を強化して実施した。1歳6か月歯科検診の未受診者通知をし受診者が増え受診率が約15%上がった。3歳健診の予約変更者が多く、健診を1回追加し対応した。
59	388	不妊治療費助成事業	保健部健康増進課	不妊で悩む夫婦の経済的負担の軽減を図る。また、子どもを望む夫婦が早期に検査を受け、必要に応じた適切な治療を開始することを促進し、少子化の進展を防止する。	申請による助成金の交付。 <不妊検査費及び一般不妊治療費の助成> 自己負担額の1/2以内の額で上限3万円。夫婦1組につき1回の助成。 <特定不妊治療費の助成> 助成回数は、初回の助成を受けた際の治療開始日における妻の年齢が39歳までの方は通算6回まで、40歳から42歳までの方は通算3回までとする。1回の治療は上限5万円。	不妊検査費及び一般不妊治療費助成事業、特定不妊治療費助成事業とともに、申請者が増加し、不妊検査や不妊治療に取り組む夫婦へ経済的負担を図ることができた。
60	389	養育医療給付事業	保健部健康増進課	未熟児に対して、生後速やかに必要な医療の給付を行い、保護者の経済的な負担を軽減する。	未熟児に対して出生後速やかに適切な処置を講ずる必要があることから、指定養育医療機関において、必要な医療の給付を受けることができるように、養育医療申請に対し速やかに審査等を行い給付の決定をし医療券を交付する。	養育医療券を交付することで、保護者の経済的負担を軽くし、児に対して必要な医療を提供することができた。

令和3年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
61	390	健（検）診事業	保健部健康増進課	市民が生涯にわたり健康な生活をおくることができるように、病気の早期発見・早期治療体制の充実を図る。	・胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診、胃がんリスク検診、乳がん検診、子宮がん検診、骨粗しょう症検診、基本健診、成人歯科検診の実施 ・受診方法：集団及び個別（医療機関）健診の2種類 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業 健康増進事業、茨城県がん予防・検診促進事業	受診者数（集団+個別） 胃がん3,920人、肺がん7,101人、肺（結核）9,876人、大腸がん10,232人、前立腺がん4,794人、肝炎1,091人、胃がんリスク298人、子宮がん11,253人、乳がん6,567人、基本健診1,395人、骨粗しょう症検診639人、成人歯科検診1,299人
62	391	つくば健康マイレージ事業	保健部健康増進課	市民一人ひとりの継続的な健康づくりを応援し、市全体の健康意識を高める。	運動・食事・社会参加に関する健康づくりに取り組むことでポイントが付与される仕組みを導入。その後必要なポイントを貯めて応募し、応募者の中から抽選で、地元の各協賛企業・団体から提供された景品を贈呈する。	アプリの活用を含め様々な機関に周知を図ったため前年度より応募者が259名増加した（実人数換算）。
63	392	生活習慣病予防教育事業	保健部健康増進課	健康管理に関する自己管理能力を支援し、生活習慣病の予防及び生活習慣病患者の増加を防ぐ。	健康アップ教室：健康に関する講演会を開催する。 出前健康講座：交流センター・地区の集会所等希望する場所に出向き、健康講話・健康相談・栄養相談を実施する。 普及啓発活動：乳幼児健診及び大人の集団健診会場において、乳がん・骨粗しょう症・禁煙・歯周病予防のチラシの配布やミニ講話を実施する。 各種検診・予防接種予定表「ライフプランすこやか」を発行し、配布する。 禁煙外来治療を終了した者に対し、助成金を交付する。	普及啓発事業では、健診・教室時に、幅広い年代に関わり、健康意識の向上が図れた。昨年度に引き続きがん検診個人通知に啓発チラシを同封することにより、来所しない方への啓発が図れた。禁煙外来治療費助成事業により、禁煙に向けた取り組みを支援し、受動喫煙防止につなげることができた。
64	393	栄養改善事業	保健部健康増進課	市民が、食に関するさまざまな知識と食を選択する能力を身につけ、生涯にわたって健全な食生活の実現を図る	食生活改善推進員の養成 地区組織活動の推進 食育普及活動	食生活改善推進員活動では、感染症対策により活動は縮小されたが、食育講話を実施した。 食育普及活動では、調理講習会参加者の満足度が高いことが分かった（アンケート結果より）。母子手帳アプリ内で、離乳食や幼児食についての情報を毎月1回配信した（つくっこ食育通信）。食育バランスランチのアンケートを実施し、利用者の属性とメニューの評価ができた。
65	394	生活習慣病予防相談事業	保健部健康増進課	生活習慣の予防と悪化を防ぎ、健康増進を図る。	家庭訪問指導を行う。 基本健診時健康相談、事後指導を行う。 成人健康相談：保健師、栄養士による個別健康相談を行う。 健康手帳の交付を行う。	成人健康相談・家庭訪問等、個別の健康相談により、相談者の生活習慣の振り返りと見直しを支援することができた。 基本健診時健康相談は、短時間でも、高血圧・肥満者・喫煙者だけでなく、来年度40歳になる方に対しても、特定健診・がん検診のご案内をすることができた。
66	395	こころの相談事業	保健部健康増進課	市民の精神的健康状態の維持	こころの健康相談事業：精神科医師による面接相談を年12回実施 保健師等による面接相談・電話相談・家庭訪問を随時実施 自殺予防週間（9月）、自殺防止月間（3月）にあわせて、自殺対策についての普及啓発及びゲートキーパー養成講座、インターネット上でメンタルヘルスチェックができる「こころの体温計」システムの提供を行う。	相談窓口の周知では、庁内各部署や市内協力機関で啓発グッズを約3,000個配布した。また、ゲートキーパー養成講座を計29回開催し、428人の受講があった。【一般30人（7回）、ボランティア団体133人（10回）、職員等265人（12回）】。自殺対策講演会は動画配信で実施し計857回の再生回数があった。医師相談12回（相談人数18人）、精神保健相談延264人、こころの体温計アクセス数31,103件

令和3年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
67	396	医療保護入院に関する業務	保健部健康増進課	精神科病院への入院が必要となり、病状的に本人が同意できず、且つ代わりに同意できる家族等がない場合は、市長が同意者となることで適切な治療が実施できるようにする。	市長同意による医療保護入院の依頼があった際に、市長同意の事務処理を適切に行い、対象者に適切な治療を受けさせる。	精神保健福祉法に規定される精神障害者の人権擁護を考慮しながら、必要な事務処理を速やかに実施する体制を構築できた。 また、市長同意の医療保護入院により、患者にとって必要な医療に繋ぐことができた。
68	397	保健センター施設管理事務	保健部健康増進課	市民が安全に保健センターを利用できるようにする。	保健センターに係る保守点検委託及び保健センター内の修繕及び修繕工事を行う。	施設管理を計画的に行うことで、市民の利用環境の維持、向上を図ることができた。
69	398	周産期医療体制の整備事業	保健部健康増進課	だれもが安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進する。	・筑波大学との連携によるつくば市バースセンター及びつくば市寄附講座を開設し、市民の出産の場を安定的に確保する。 ・バースセンター設置の効果等について「つくば市バースセンターに関する懇話会」を設置し検証を行う。 ・つくば市産婦人科施設開設支援事業助成金により、市内に病院又は診療所を開設等しようとするものに対し、その経費の一部を支援する。	・産科医療機関が1か所開設され、産婦人科施設開設支援事業助成金の申請及び交付が1件あった。これにより産科病床数が10床増床となった。出産件数は53件、うちつくば市民は40件。 ・あかちゃん訪問のアンケートにて「市内で出産医療機関の予約が取れなかった」と回答する割合が令和2年度と比較し減少した。
70	399	特定保健指導に関する業務（事業主管課：国民健康保険課）	保健部健康増進課	糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とする。	・保健師または管理栄養士による健診結果個別相談（初回面接） ・支援レター送付（栄養、運動に関する情報提供） ・個別支援（電話、面接、手紙） ・3か月後評価 ・令和3年度～積極的支援については外部委託とする	昨年度同様、新型コロナウイルス感染症の影響により来所や訪問拒否がみられたが、初回面接利用者の割合は昨年度よりも増加した。参加者が安心して来所できるよう、感染予防対策を行い実施した。希望者へは、初回面接後に電話フォローし、対象者がモチベーションを保てるような継続的支援を実施した。集団健診時の初回面接分割実施の検討・準備を行った。
71	401	出前教室事業	保健部健康増進課	健康寿命を延ばし、地域に貢献する元気な高齢者を増やし、介護保険給付費の抑制を図る。	・65歳以上で構成される5名以上の団体に対し、地区の集会所や研修センターに出向き体操や健康講話を実施する。シルバーハビリ出前体操教室と健康体操教室（65歳以上）がある。 ・シルバーハビリ体操指導士3級養成の他、運動普及推進員の養成等を行う。	・健康体操教室（65歳以上）：約9か月半実施できた。周知活動等により新規申込があった。 ・シルバーハビリ出前体操教室：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止期間には、教室の代替えとして、動画配信を実施できた。また、区会回覧によって、新規団体の申込みがあった。 ・徹底した感染防止策を実施し、シルバーハビリ体操指導士を14名養成することができた。
72	402	運動推進事業	保健部健康増進課	疾病予防や運動の習慣づけを目指し、健康寿命を延伸する。健康寿命を延ばし、地域に貢献する元気な高齢者を増やすとともに、世代間交流を通して地域コミュニティの活性化を図る。	40歳～64歳までの中高年齢者を対象としたアクティブ運動教室 つくばウォークの日健康づくり・介護予防及び運動習慣の普及として、ウォーキングを推進する。 健康体操教室（65歳未満も含む）5名以上の団体に対し地区の集会所や研修センター等に出向き、体操や健康講話を実施する。	・感染症対策を講じた上で、イベントウォークを2回、地区ウォークを5回実施した。通年で地区ウォークのチラシ配置等を行い、参加者が増加した。・事業の休止はあったが、アクティブ運動教室は約9か月、健康体操教室（65歳未満も含む）は約9か月半実施できた。・市報掲載等により、アクティブ運動教室と健康体操教室（65歳未満も含む）で新規申込があった。
73	403	いきいきプラザ運営管理事業	保健部健康増進課	市民が生涯を通じて健康を維持し、健康で豊かな生活をしていくため、運動を通じて基礎体力の向上を図る。	・アリーナ貸出業務、施設安全・維持管理業務を行う。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、5月、7月末～9月の期間に休館したものの、令和2年度より利用者数が増加した。 ・定期的な清掃や点検業務の実施に加え、徹底した感染症対策を実施し、施設の安全管理に努めたこともあり、感染者の発生はなかった。

令和3年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
74	404	いきいき・元気はつらつ運動教室	保健部健康増進課	健康意識を高めることで転倒・寝たきり予防、生活機能の維持向上を図る。	介護予防を目的とした対象年齢65歳以上の運動教室を実施する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、運動教室が約3か月中止となり、市で作成したフレイル予防のチラシを配布した。また、元気はつらつ運動教室の参加者に対して後期高齢者の質問票を配布し、オーラルフレイルの講話を行った。感染を懸念したキャンセル等もあり参加者は減少したが、市報掲載等により新規参加者の申込もあった。
75	701	医療介護分野におけるデータ分析による医療介護施策の推進（介護保険）	保健部介護保険課	エビデンスに基づく合理的な施策の企画・立案を推進する。	医療レセプト、介護レセプト及び健康診断などのデータを集約・整理し検証を行い、医療介護施策の立案や介護予防などを行う。	介護保険課で保有していた介護分野におけるデータの集約・整理を行うことができた。
76	954	定期予防接種事業	保健部健康増進課	予防接種法によって行われるワクチンを接種することで、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防する。	予防接種法に基づく定期予防接種を行う。対象となる市民に対し、個人通知や市ホームページ等を通して接種勧奨を行い、また、予防接種に関する知識の普及を行う。 予防接種後に何らかの健康被害等が生じた場合に、相談窓口としての相談に応じる。	令和4年4月から再開となる「子宮頸がんワクチン積極的勧奨」と、キャッチアップ接種について、国の動向を確認しながら準備を進めることができた。風しん第5期の未受検者に対し、再勧奨通知を送付し、2,577名の方が受検した。また、令和4年4月から、3年の事業延長が決定し、国の動向を確認しながら準備を進めることができた。予防接種協力調査を電子申請システムで行った。
77	955	任意予防接種事業	保健部健康増進課	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防する。	予防接種法に基づかない任意予防接種（小児インフルエンザ、おたふくかぜ、大人の風しん、免疫消失者の再接種）を協力医療機関に委託し実施する。	「骨髄移植等の医療行為により免疫を消失された方に対する予防接種再接種費用の助成」について体制を整え、事業を開始することができた。
78	1002	在宅血液透析患者助成金支給事業	保健部健康増進課	在宅血液透析患者の経済負担を図り、在宅福祉の増進に資する。	在宅で血液透析を一月につきおおむね10回以上行った場合に、その月の電気料及び水道料金に対して10,000円/月を支給する。	在宅血液透析患者に対して助成金を交付することにより、経済的負担の軽減を図ることができた。
79	1035	母子保健指導に関する事業	保健部健康増進課	母親及び保護者、乳児又は幼児の健康の保持増進を図る。	妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を実施するため、母子健康手帳交付を始めとし、各種の健康教室、育児相談、あかちゃん訪問事業等を実施する。また、より支援の必要な方に対し、養育支援訪問等を実施する。	妊娠届出時、妊娠期、出産から子育て期の保護者及び児に対し、各種相談事業、教育事業、訪問事業を実施し、切れ目のない支援を実施した。また、新型コロナウイルス感染対策としてオンライン開催、動画配信、電話相談、資料送付等で支援を行った。
80	1093	不育症治療費助成事業	保健部健康増進課	不育症に悩む夫婦の経済負担の軽減を図り、子どもを望む夫婦が早期に検査を受け、必要に応じた適切な治療を開始することを促進し、少子化の進展を防止する。	申請による助成金の交付。 令和3年度は、規則を作成し助成を開始する。 不育症とは、2回以上の流産・死産の既往がある場合をいい、令和3年4月1日以降に行った検査費・治療費を対象とし、夫婦1組につき一回、5万円を上限として助成する。	不育症検査及び治療に取り組む夫婦の経済的負担を図ることができた。